開発行為に伴う配水管布設要領

（目的）

第１条　この要領は、いなべ市給水条例（平成15年いなべ市条例台137号）第２条第２項の規定に基づき、開発行為によって新設する配水管の計画、施工、検査及びその他の必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　開発行為　都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第12項に規定する開発行為をいう。

(2)　事業者　開発事業にかかる工事の請負契約の注文者及び請負者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

(3)　市長　いなべ市上下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

(4)　指定給水装置工事事業者　水道法（昭和32年法律第177号）第16条の２第１項の規定により市長の指定を受けた者をいう。

(5)　受託工事　市長が事業者から委託を受けて、事業者の負担により施行する工事をいう。

(6)　承認工事　事業者が市長の承認を受けて、事業者の責任と負担により施行する工事をいう。

（適用）

第３条　開発行為による宅地開発事業等において、開発区域内で市に移管される道路に配水管を布設する工事及び既設配水管から開発区域内へ配水管を接続する工事は、原則として受託工事とする。

２　前項の規定に関わらず、事業者が承認工事を希望するときは承認工事とすることができる。

３　承認工事による配水管の工事施工者は、次に定める条件をすべて満たす者でなければならない。

　(1)　建設業法(昭和24年法律第100号)第３条の規定による土木一式工事の許可を得た者であること。

　(2)　いなべ市指定給水装置工事事業者であること。

　(3)　布設する管種の工事実績を市長が認めた者であること。

(承認工事の規定)

第４条　事業者が承認工事を行うときは、次の各号の規定に遵守しなければならない。

　(1)　事業者は、公道等の地下埋設物調査を行い、管網、管種、管口径、仕切弁、消火栓等について事前に市長と協議すること。また、必要に応じて他の近接埋設物管理者との立会い及び保全協議を行うこと。

(2)　事業者は、前号の調査及び協議に基づき設計図書の作成を行い、工事前に市長に承認工事の申請を行うこと。

(3)　事業者は、配水管布設位置の境界確定に必要な手続きを行い、手続きに要する一切の費用を負担すること。

(4)　開発行為の面積が３ヘクタール以上の場合は、事前に事業者が管網計算を行い、その費用を全額負担すること。

(5)　事業者は、既設配水管から開発区域内へ接続する配水管の公道等への道路占用、道路工事施工について市長と事前協議を行い、市長の指示に従い申請書類の作成を行うこと。

(6)　事業者は、施工計画等について、あらかじめ市長の審査を受けること。

(7)　事業者は、承認工事における現場代理人、主任技術者等を選任し、その氏名その他必要な事項を施工計画書に明記すること。

(8)　事業者は、民法における請負又は委任契約等の規定に基づき、実費弁済として次に定める費用を負担すること。

　ア　設計審査及び工事監督に要する費用

　イ　洗管に要する費用

(9)　前号に規定する費用は、工事前に前納すること。

(10)　事業者は、工事の着手前に所轄警察署へ道路使用許可申請を行い、許可証　の写しを市長に提出すること。

(11)　事業者は、工事の着手前に市長の材料検収を受けること。

(12)　断水及び通水作業は市長が行うこととし、事業者は事前に通水日時等を市長と協議し、必要に応じて打合簿を提出すること。

(13)　事業者は、配水管布設後に市長が規定する水圧試験を実施し、試験にかかる一切の費用を負担すること。

(14)　事業者は、配水管布設後に竣工図及び工事写真等の関係書類を添付した完成届を市長に提出すること。

(15)　事業者は、前号に規定する完成届を提出後に市長が実施する完了検査を受けること。

（帰属）

第５条　前条第15号に規定する完了検査後の公道部分における水道施設は、いなべ市に帰属する。

（瑕疵担保）

第６条　管理者は、前条の規定により帰属された水道施設に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求する。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、帰属を受けた日から２年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者又は工事施工者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は10年とする。

（損害又は紛争の処理）

第７条　工事に起因して第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合は、事業者の責任において解決しなければならない。

　　　附　則

　この要領は、公布の日から施行する。